

(学生の皆さんへ) 新型コロナウイルス感染症に対する対応方針
令和3年3月15日に本学対応方針は一部改定されました。
対応方針期間は、「当分の間」です。

1 感染予防

- こまめな手指衛生と咳エチケットを徹底し、学内では必ずマスクを着用してください。
- 発熱がある場合や、咳が続く、だるさや息苦しさがあるなど、体調がすぐれない場合は自宅療養し、直ぐにかかりつけ医等に電話相談してください。
- 不要不急の来学はしないでください。
- 県外・国外への移動（私事の外出）は自粛すること。特に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象地域への不要不急の移動は自粛すること。
- 県内の移動は感染予防対策を徹底し慎重に行動すること。



2 学生又はその同居家族が感染者又は感染が疑われる場合

- ・速やかに学生支援課（096-383-7896）又は教務入試課（096-321-6609）に連絡してください。
- ・学生が感染した場合は、医療保健関係者による健康状態が確認されるまで「登校停止」となります。
- ・学生が濃厚接触者と判断された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から14日間「登校停止」となります。
- ・学生が高熱等の強い症状、強いだるさや息苦しさがある時は、医療機関等に相談し、その指示に従い、医療保健関係者による健康状態が確認されるまで「登校停止」となります。
- ・同居家族が感染又は感染が疑われる場合は、感染拡大防止の観点から、原則、14日間、自宅待機してください。
- ・上記に該当する場合、回復後に救済措置を講じます。（発熱・咳が続く・だるさや息苦しさがあるなど体調がすぐれない場合で、自宅療養をした者も含む。）

3 大学施設の使用

- ・授業及びサークル等で使用する場合のみ、学生食堂、アリーナ、サブアリーナ、プール、テニスコート、トレーニング室及びグラウンドの使用を可とする。
- ・学生の図書館利用を可とする。



4 就職活動関係（十分な感染拡大防止措置を講じることが前提）

- ・就職活動を行う場合は、各企業の方針に従ってください。
- ・県外で採用選考が行われる場合は、まずは方法や日程変更等について、企業に相談してください。（やむを得ず県外を訪れる必要がある場合は、キャリアセンターに相談してください。）
- ・学内で行う合同企業説明会は中止します。個別企業説明会はインターネットを活用し、遠隔で実施します。
- ・就職活動セミナー、ガイダンス、公務員講座等は受講者を教室の収容人員の1／3以下として実施します。（遠隔実施が可能なものは実施。）
- ・就職相談員との相談は対面又は遠隔により実施します。



5 サークル活動等

- ・サークル等活動（同好会、学生自治会に属する各種委員会活動、ボランティア活動を含む）は県内での活動のみ認める。ただし、他大学との合同練習等は禁止する。（学外での活動の場合は、1週間前までに学生支援課に要届出）
- ・各種公的団体が主催する大会や発表会等については、当該団体が十分な感染拡大防止策を講じている場合に限り参加を認める。（大会等の1週間前までに学生支援課に要届出）
- ・サークル棟（部室）は、更衣・道具の搬出入等短時間（10分以内）の使用のみ認める。
- ・教室、アリーナ、グラウンド等の大学施設使用にあたっては、換気・利用人数の制限等、十分な感染防止措置を講じること。



6 海外研修・留学等関係

- ・原則、延期又は中止してください。（私事も自粛してください。）

